

議案第 二五

三朝町建設設計認定の件

三朝町建設設計別紙の通り認定するものとする

昭和二十九年三月二十八日提出

三朝町長 坂出 雅

已



昭和二十九年三月二十八日議決

三朝町建設設計認定の件
三朝町建設設計別紙の通り認定するものとする
昭和二十九年三月二十八日提出
三朝町長 坂出 雅



三 朝 町 建 設 計 画

一 新 町 名

1. 關係町村名
2. 合併の形式

二 新町建設の基
本方針

一 三 朝 町

1. 三朝村 三徳村 小栗村 旭村 竹田村
2. 合併合併

1. 新町建設の基本となる三朝温泉の都市計画並に県立公園計画及び険陽道路バス計画の交通幹線と三朝温泉を基点として山陰本線岡山県津山勝山方面並に小栗溪三徳山經由浜村温泉東河内各方面に拡充整備すると共にこの幹線より分岐する管内各山谷地帯への支線網の開設を因り交通輸送網の整備充実を期せんとする

2. 新町を構成する各部落が広大なる山谷地帯に散在する本町の地理的悪条件に鑑み前項交通網の整備と共に通信網の緊急なる開発整備を図る

3. 新町の誇りとする三朝温泉小栗溪三徳山の国宝三仏寺杖入堂等の観光資源を県立公園計画に基き開発整備すると共に中小商工業施設改善のために県信用保証会等の協力を得て融資の途を極める等並に近代的線合観光地なりしめんとする

4. 新町のもつ尨大なる山林原野の智恵する炭林畜産資源の健全なる振興を図ると共に基本財産造成のための森林計画を樹立する

三町役場支所又は
出張所の統
合整備に關す
る事項

1. 役場の位置
2. 役場建物の
増改新築の
方針
3. 支所出張所
の位置
4. 支所出張所
の増改新築
の方針
5. 支所出張所
で行う事務
6. その他庁舎
の転用方針

5. 後進性をもつ当地域の文化水準の向上を図るため教育
文化施設保健衛生施設消防施設社会福祉施設及び公堂
企業等の整備を図る
6. 立地的に新町の発着と相肉性をもつ隣接倉吉市との親
善と相互協力を図る

1. 新築完成迄の向は現三朝町役場庁舎の位置とする
2. 新庁舎は新築するものとす。新築する迄の向は現三朝町
役場庁舎を充てる
但し若干の増築を行うこととする
尚三朝町の財政に余裕が出来次第中心部へ増築するも
のとする
3. 当分の向四ヶ所（三徳村小鹿村旭村竹田村の各旧村役
場）に設置する
4. 支所の庁舎は旧村役場とし増改築はしないものとする
5. 支所に於ては紙お庄の事務を取扱
食糧配給徴収牛馬籍その他連絡補助事務
戸籍住民登録事務（小鹿竹田支所のみ）
6. 旧村役場庁舎は公民館として併用するものとする

- 1. 小学校の位置
- 2. 小学校校舎の増設新築の方針
- 3. 小学校の学区
- 4. 中学校の位置
- 5. 中学校校舎の増設新築の方針
- 6. 中学校の学区
- 7. 小中学校校舎の転用の方針
- 8. その他他の学校の組合並

1. 現状の通りとする。但し高等小学校、神念小学校は将来の政策の順移転するものとする。

2. 現在の小学校校舎及び分教場、雨天体操場は何れも年度を相当経過しており、是れを刷新し、校舎が多くなり、更に増設計画を建て、逐次増設を行なうものとする。

3. 現状通りとする。

4. 現在の四中学校を統合し、中央に一中学校を新築し、教育環境の整備充実を図る。

5. 前項に含まれる。

6. 現在の四学区を前項により新町を以つて一学区とする。

7. 廃止する四中学校は、小学校校舎に転用し、一部を公民館と充てる。

8. 設立金、校舎費、両市会費は、現在の定額額と存続するの件、一部は、年額を削減し、漸次教育の健全な発展の促進方を期す。

- 1 病院の統合整備に肉する事項
- 2 診療所の統合整備に肉する事項
- 3 隔高割合の統合整備に肉する事項
- 4 墓地火葬場のじんがい処理場その他の衛生施設の統合整備に肉する事項
- 八 授産施設保育所その他の厚生施設の統合整備に肉する事項
- 1 授産施設の統合整備に肉する事項

- 1 該当なし
- 2 現在の専診療所新竹田診療所の整備を図るの外關係の全無実施を待つて小倉三徳診療所を新設するものとする
- 3 現在の各旧村に設置する隔高割合は將來適當な位置に統合する
- 4 墓地については新設を要しないがその他公衆衛生の発展向上に資するため公衆浴場を新設し尚救急患者輸送用自動車を購入するものとも三朝地区に火葬場及びじんがい処理場を設置する
- 1 現在の旭製鉄授産所はその施設が老朽となつたため適當な社会福祉施設に転換する

- 2. 保育園の統合整備に内する事項
- 3. 公営住宅公園運動場その他の厚生施設の統合整備に内する事項
- 九. 道路掘トンネルその他の土木施設の整備に内する事項
- 1. 道路の整備に内する事項
- 2. 橋梁の整備に内する事項
- 3. トンネルの整備に内する事項
- 4. 港湾の整備に内する事項

- 2. 現在の三期三徳保育園は増築が要するの外各旧村地区に新設する計画である
- 3. 町営住宅は引続き新設しその他観光施設として公園遊園地公設グラウンドを新設する外公会堂を新築する
- 九
- 1. (一) 県道三朝―上井飯の舗装幅員拡充の實現を要力として進め併せて奉山念寺線の国道輸入と小庄溪三徳山脈由の観光路線の整備を促進する
(二) その他管内各山谷地帯之の町道を新設改良する等逐次整備する
- 2. 県道の老朽橋梁の架替を促進し町道の腐朽木橋の架替主要路線の木橋の新設を逐次実施する
- 3. 該当事項なし
- 4. 該当事項なし

- 1. 河川に關する事項
- 2. 溜池に關する事項
- 3. 開排水路に關する事項
- 4. 堤防に關する事項
- 5. 治山に關する事項
- 6. 開拓干拓に關する事項
- 7. 耕地整理に關する事項
- 8. 公用水面整理

川の上流ニ徳川又竹田川日野川及十代川ト準じ
 天徳川、河川地、砂、指、尺、五、安、ける、こと
 東北寒冷旱害対策として老池の新設をすすめるものとす

- 3. 開排水路及びこれに附屬する弁道橋、改修、整備、事業（附屬、参照）を實施し、増産と等する
- 4. 鐵道事業なし
- 5. 天神川水系の砂防事業の整備を、進める
- 6. 旧竹田地区における新農村計画に基く、開拓事業の促進
- 7. 森林、農、林、業、組合、組織、振、興、計、画、を、新、町、と、於、て、企、画、し、耕、地、整、理、を、含、め、た、各、種、事、業、を、該、合、的、に、實、施、す、る
- 8. 鐵道事業なし

9. 新町青年会として統合することを実施する

十、新町青年会として統合することを実施する

十一、新町青年会として統合することを実施する

12. 新町青年会として統合することを実施する

9. 三郷町正内と倉在町との結核連性を保持する新町青年会を策定実施する

(一) 当地区の拡大なる養育性に鑑みサトビス行政の運用と行政事務の効率化を図るため次の施設を設ける

(二) 連帯自治会館の導入

(三) 監理不便な村落に於て支所との連絡用電話の新設

(四) 拡大なる畜産資源を包括する当地区の結核性を治すため畜産部を専任施設を設ける外牧場の新設及び牧野の改良を行う

(五) その他他林道資源の増進を図るための諸施設を積極的に行う

(六) 天神川水系の整備と治水を利用し小水力発電事業を奨励し新町財政に資する

十三、別紙の通り

十四

1. 新町青年会として統合することを実施する

2. 新町青年会として統合することを実施する

<p>3. 新町養老院 合併の件 養老院の 合併に 関する 事項</p>	<p>4. 千の他 事項</p>	<p>5. 養老院 合併の 件 養老院 の合併 に 関する 事項</p>
<p>3. 新町養老院 合併の件 養老院の 合併に 関する 事項</p>	<p>4. 千の他 事項</p>	<p>5. 養老院 合併の 件 養老院 の合併 に 関する 事項</p>

(一) 教育施設に関する事項
現正の米立倉谷後南河内府合設は当地域に於ける唯一の高級教育施設であ

るから現正の定時制を専断するの件一津高専制を母設し高次教育の機会

均等を圖るよう取計うべきこと

(二) 土木事業に關する事項
1 米道倉吉鹿野線沖倉線橋樑等車路線倉吉本線山線三智野山線改良整備方を

要望する
2 山一倉吉線へ上り車三線町橋平車山玉津山への架設を國道輸入方等望

するの外平走と現正の三線一上り線の中費を要する事業を實施せられたい

(三) 交通施設施設に關する事項
電報電話局の管轄正統及び郵便の振込正統を流小に該町の正統と合流し

しめられたく時程速に該町を電報正統を該町中につき設けられたい

(四) 河川事業に關する事項
天神川水系による三徳池の事業は正に小水を港池建設を實施したい希望

ありこの水が夾池に改力願いたい

(五) 基本建設の進捗に關する事項
基本建設の進捗のため新電管線の開通等を速に実施せしめよう希望する

(六) 都市計画に關する事項
都市計画に關する事項
都市計画に關する事項

(七) 都市計画に關する事項
都市計画に關する事項
都市計画に關する事項

(八) 都市計画に關する事項
都市計画に關する事項
都市計画に關する事項

(九) 都市計画に關する事項
都市計画に關する事項
都市計画に關する事項

